

令和元年度 第 1 回 荒尾市地域公共交通活性化協議会 議事録要旨

日時：令和元年 6 月 17 日（月）午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分

場所：荒尾市役所 11 号会議室

出席者：荒尾市地域公共交通活性化協議会委員 32 名（内代理出席者 3 名）

オブザーバー 1 名 ※別紙出席者名簿のとおり

【事務局】

（政策企画課）

田川課長、奥村総合政策室長、坂口、平山

1. 開会

田川課長が、開会を宣言し、資料の確認を行った。

2. 会長あいさつ

会長である田上副市長から挨拶がなされた。

- ・本協議会においては、平成 24 年度から、「荒尾市地域公共交通総合連携計画」を策定し、本市における目指すべき地域公共交通のあり方や、本市の最適な交通体系等について検討を重ねてきており、平成 30 年 3 月には地域公共交通の現状や利用者の移動実態を踏まえながら、持続可能で利便性の高い公共交通網の構築や公共交通の利用促進を総合的に推進するため、「荒尾市地域公共交通網形成計画」を策定したところである。
- ・本日は、「荒尾市地域公共交通網形成計画」に基づいた平成 30 年度の事業報告や進捗状況について説明するとともに、「生活交通確保維持改善計画」について議論いただく予定であるので、皆さまのご協力を賜り、忌憚の無いご意見をいただきたい。
- ・また、昨年度実施した「あらお相乗りタクシー実証実験」について、結果を報告するとともに、今年度の実証実験実施に向けて協議をお願いしたい。

3. 委員紹介

田川課長から、今回新たに就任された委員、代理出席者及び欠席委員の紹介が行われた。また、その他会議出席者については、出席者名簿をもって紹介に代える旨が報告された。また、委員出席が過半数を超えており、本会が成立している旨が報告された。

4. 監査委員指名

設置要綱第 6 条第 2 項により、会長が議長に就任した。

監査委員については、設置要綱第 8 条第 2 項により、会長が委員の中から指名することとなっており、玉名地域振興局から増村委員、荒尾市から西田委員が指名された。

5. 議事

(1) 平成 30 年度事業報告（案）及び収支決算（案）並びに監査報告について

事務局（坂口）が、資料 1-1、1-2 及び参考資料①に基づき、平成 30 年度事業報告（案）及び収支決算（案）並びに監査報告について説明を行った。

質問や意見等は無く、承認された。

（2）荒尾市地域公共交通網形成計画の進捗状況について

事務局（坂口）が、資料 2、参考資料②及び荒尾市地区別公共交通マップ（荒尾地区版）に基づき、荒尾市地域公共交通網形成計画の進捗状況について報告を行った。

《主な質問・意見など》

- 乗合タクシーの市民病院向けダイヤに関して、各地区への帰りの時間帯が、ニーズに合っていないことも想定されるため、時間帯を延長する等、利用者の意見を集約し、ダイヤを見直すことで利用促進につながると考える。
→利用者のニーズ把握に努めるとともに、周知の強化を図り、利用促進に関する取組みを推進していきたい。（事務局）

（3）令和元年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

事務局（坂口）が、資料 3-1、3-2 に基づき、令和元年度事業計画（案）及び収支予算（案）について説明を行った。

質問や意見等は無く、承認された。

（4）あらお相乗りタクシー実証実験について

事務局（奥村）が、資料 4-1、4-2 に基づき、あらお相乗りタクシー実証実験について説明を行った。

協議の結果、承認された。

《主な質問・意見など》

- 高齢者は、スマホの利用が困難な方も多いため、引き続き、電話による予約も受け付ける等の対応をお願いしたい。
→前回同様、電話による予約受付についても行うことにしているため、周知を強化したい。（事務局）
- 資料 4-2、相乗りタクシーの定義について、相乗りタクシーの乗降場所はドアツードアという理解でよいか。
→お見込みのとおりであり、目的地は限定しないものである。（事務局）

（5）令和 2 年度荒尾市生活交通確保維持改善計画（案）について

事務局（坂口）が、資料 5 に基づき、令和 2 年度荒尾市生活交通確保維持改善計画（案）について説明を行った。

質問や意見等は無く、承認され、申請書の文言修正等については会長及び事務局に一任してもらうこととした。

6. 閉会

田川課長が、閉会を宣言した。